

ホリディシーズンにおける一部地域の夜間外出禁止令

1 新型コロナウイルスの感染拡大に関し、今週から年始にかけてのホリディシーズン中、フロリダ州知事による行動制限は発せられていませんが、一部の郡及び自治体が独自に定めた夜間外出禁止令が実施されます。現時点で報道等から確認できる措置は以下のとおりですが、在留邦人の皆様におかれては、お住まいの地域の措置をよく確認して行動するようにしてください。

マイアミデイド郡

- ・12月24日及び31日:01:00~06:00
- ・10月12日~無期限(現在施行中、上記期間を除く):00:00~06:00

ブロワード郡

- ・12月24日及び31日:01:00~05:00
- ・12月24日~1月4日(上記期間を除く):00:00~05:00

パームビーチ郡パームビーチ(市内のみ)

- ・12月14日~無期限(現在施行中):01:00~05:00

モンロー郡キーウェスト市(市内のみ)

- ・12月31日~1月3日:22:00~06:00

2 在留邦人の皆様におかれては、マスクの着用、3密(密閉、密集、密接)の回避、うがい・手洗いの励行といった基本的な対策を引き続きとられるようお願いいたします。

3 尚、各郡及び自治体の情報につきましては、以下の当館 HP をご利用下さい。

・州内の郡の情報

<https://www.miami.us.emb-japan.go.jp/files/100038918.pdf>

・同 主要な市町村の情報

<https://www.miami.us.emb-japan.go.jp/files/100038904.pdf>

【在マイアミ日本国総領事館】

Consulate General of Japan in Miami

[80 S.W. 8th Street, Suite 3200, Miami, FL 33130](https://www.miami.us.emb-japan.go.jp/files/100038918.pdf)

電話:[305-530-9090](tel:305-530-9090) FAX:[305-530-0950](tel:305-530-0950)

代表 HP: <http://www.miami.us.emb-japan.go.jp>

○このメールの送信アドレスは送信専用です。

○このメールは在留届・メールマガジン・たびレジに登録されたメールアドレスに自動的に配信されています。

○「たびレジ」簡易登録をした方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いします。

URL: <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>